

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	41	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所税</span> その他（住民税（利子割）、地方消費税）	
要望項目名	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立（平成27年4月1日予定）に伴い、法人住民税、住民税（利子割）、事業税、固定資産税、事業所税及び地方消費税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法人住民税（法人税割）（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用）</li> <li>○住民税（利子割）（公共法人等（所得税法別表第一）として非課税措置を適用）</li> <li>○事業税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用）</li> <li>○固定資産税（償却資産の課税標準の特例を適用）</li> <li>○事業所税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用）</li> <li>○地方消費税※消費税（国税）と連動した要望</li> </ul>	
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号及び第25条の2第2項（住民税（利子割））、第72条の4第1項第2号（事業税）、第349条の3（固定資産税）及び第701条の34第1項（事業所税）</p> <p>法人税法第2条第5号、第4条第2項及び別表第一、所得税法別表第一</p>	
減収見込額	<p>[初年度]     ▲11     (     -     )     [平年度]     ▲32     (     -     )</p> <p>[改正増減収額] -     (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的          医療分野の研究開発について、健康・医療戦略推進本部の下で、基礎から実用化まで切れ目ない支援を行う国立研究開発法人日本医療研究開発機構を新たに設立することにより、医療分野の研究開発を戦略的に推進し、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成すること。</p> <p>(2) 施策の必要性          これまで国が実施する医療分野の研究開発は、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及びそれらの所管する独立行政法人等において、それぞれ支援しているため、実用化のための研究開発を基礎研究段階から切れ目なく支援することが十分にできておらず、優れた基礎研究のシーズが必ずしも実用化に結びついていないとの問題が指摘されてきた。</p> <p>このような背景から、「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）において、医療分野の研究開発の司令塔機能の創設のため、所要の法案を次期通常国会に提出し、早期に新独法を設立することを目指すこととされ、「健康・医療戦略推進法案」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法案」を第186回国会に提出した。両法案は平成26年5月23日に成立し、国立研究開発法人（※）日本医療研究開発機構を平成27年4月1日に設立することを予定している。</p> <p>これにより、医療分野の研究開発の司令塔の本部として内閣に置かれ、全閣僚で構成する「健康・医療戦略推進本部」の方針を受けて、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を行う法人が設立され、国が戦略的に行う研究費等の配分機能等を集約することが可能となる。</p> <p>また、これらの仕組みを構築することにより、研究者にとっても、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研究費の配分等がワンストップサービス化され、基礎から実用化までの切れ目ない支援や申請等に係る事務負担が軽減されること、</li> <li>○機構の専門的な知見を有する者による研究支援や知的財産の取得、企業とのマッチング等の実用化に必要な支援を受けられることなどのメリットが期待されている。</li> </ul> <p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。</p> <p>（※）「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第67号）により、平成27年4月1日より、法人の名称は「独立行政法人日本医療研究開発機構」から「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」となる。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

ページ	—
-----	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 個別産業 2-1 ものづくり 2-2 サービス
	政策の達成目標	平成27年4月1日に国立研究開発法人日本医療研究開発機構を設立し、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進等を行い、健康・医療戦略推進本部が定める医療分野研究開発推進計画を実施する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定めのない措置
	同上の期間中の達成目標	医療分野研究開発推進計画（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）の実施
政策目標の達成状況	平成26年5月30日 独立行政法人日本医療研究開発機構法 公布・施行 <<今後の予定>> 平成27年4月1日 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立	
有効性	要望の措置の適用見込み	1法人（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税制上の措置を講ずることにより、医療分野の研究開発の研究費の配分等を行う国立研究開発法人日本医療研究開発機構が、限られた予算の中で効率的に事業を実施することが可能である。仮に税制上の措置を講じない場合には、研究に必要な予算が不足し、医療分野の研究開発の推進による世界最高水準の医療の提供、そして、健康長寿社会の実現という政策実現に支障が生じる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	（国税） ○所得税（公共法人等（所得税法別表第一）として非課税措置を適用） ○法人税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ○消費税（公共法人等（所得税法別表第一）として課税方法の特例を適用（別表第三）） ○印紙税（非課税措置を適用（印紙税法別表第二））
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成27年度日本医療研究開発機構関連予算の概算要求 ○運営費交付金：57億円 ○文科省、厚労省、経産省からの補助金：1374億円 ※精査により計数に異動が生じる場合がある。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加え、国の予算措置を一体的に実施することにより、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進等が可能となる。
	要望の措置の妥当性	国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、自ら収益事業を行わない極めて公共性の高い独立行政法人であり、税制上の措置は、医療分野の研究開発の推進等による世界最高水準の医療の提供、ひいては、健康長寿社会の実現に必要である。 なお、同様の業務・機能を担う独立行政法人は税制上の優遇措置を受けていることから、国立研究開発法人日本医療研究開発機構だけ別の扱いとすることは均衡を欠くことになる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	—